

# ○航空医官及び航空身体検査判定官に関する達

平成 5 年 7 月 16 日 航空自衛隊達第 24 号  
航空幕僚長 空将 石塚勲

改正 平成 15 年 12 月 24 日 航空自衛隊達第 46 号 令和元年 6 月 27 日 航空自衛隊達第 14 号

令和 3 年 6 月 11 日 航空自衛隊達第 51 号 令和 4 年 3 月 17 日 航空自衛隊達第 23 号

航空医官及び航空身体検査判定官に関する達を次のように定める。

航空医官及び航空身体検査判定官に関する達（登録報告）（登録外報告）

航空医官及び航空身体検査判定官に関する達（昭和 48 年航空自衛隊達第 16 号）  
の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 航空医官（第 3 条—第 9 条）

第 3 章 航空身体検査判定官（第 10 条—第 15 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この達は、航空医官及び航空身体検査判定官の行う業務並びに指定等に関し必要な事項を定め、もって航空衛生に関する業務の適正化及び効率化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 編制部隊、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第2項の規定に基づき臨時に編成された特別の部隊及び機関をいう。
- (2) 適否判定規則 航空業務に関する医学適性の判定等に関する達（平成14年航空自衛隊達第23号）をいう。
- (3) 検査規則 航空自衛隊航空身体検査規則（昭和54年航空自衛隊達第19号）をいう。
- (4) 生理訓練規則 航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達（昭和43年航空自衛隊達第7号）をいう。

## 第2章 航空医官

（航空医官）

第3条 次の各号に掲げる業務を行う部隊等（航空幕僚監部を含む。）に航空医官を置く

- (1) 適否判定規則第3条に規定する航空業務に関する医学適性の評価及び決定並びに適否判定に伴う航空衛生に関する観察、指導及び勧告
- (2) 適否判定規則第9条に規定する医学適性の審査
- (3) 検査規則第11条に規定する航空身体検査の合否の判定
- (4) 生理訓練規則第12条に規定する低圧室飛行前身体検査の判定

（資格）

第4条 航空医官の資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 上級航空医学課程（米国空軍）を修了した医官
- (2) 航空身体検査判定官に指定された後、部隊等で通算しておおむね2年以上航空衛生業務に従事した医官

(報告)

第5条 部隊等の長は、当該部隊等に所属する医官が前条に規定する資格に該当した場合には、別紙様式第1により、速やかに航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）（首席衛生官気付）に報告するものとする（登録外報告）。

(指定)

第6条 幕僚長は、前条の報告に基づき資格該当事項等を審査の上、航空自衛隊個別命令により航空医官に指定する。

(登録)

第7条 航空幕僚監部に、別紙様式第2に定める航空自衛隊航空医官籍（以下「航空医官籍」という。）を備え、航空医官に関する事項を登録する。

2 前項の航空医官籍への登録及び所要の管理は、航空幕僚監部首席衛生官が行うものとする。

(航空医官き章)

第8条 航空医官に指定された者は、「自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第6号）」に定めるところにより、航空医官き章を装着するものとする。

(登録の抹消)

第9条 航空医官が離職、転官又は死亡し、航空自衛隊の隊員でなくなった場合には、航空医官籍の登録を抹消するものとする。

### 第3章 航空身体検査判定官

(航空身体検査判定官)

第10条 検査規則第11条に規定する航空身体検査の判定及び生理訓練規則第12条に規定する低圧室飛行前身体検査の判定を行う部隊等（航空幕僚監部を含む。）に航空身体検査判定官を置く。

(資格)

第 11 条 航空身体検査判定官の資格は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 航空医官課程を修了した医官

(2) 部隊等で、6 か月以上航空衛生業務に従事した 3 等空佐以上の階級にある  
医官

(報告)

第 12 条 入間病院長は、前条第 1 号の航空医官課程の修了者（他自衛隊所属の医官を除く。）を別紙様式第 3 により、課程修了後、速やかに幕僚長（首席衛生官気付）に報告するものとする（06-M72（D））。

2 部隊等の長は、当該部隊等に所属する医官が前条第 2 号に該当した場合には、別紙様式第 4 により、速やかに幕僚長（首席衛生官気付）に報告するものとする  
(登録外報告)。

(指定)

第 13 条 幕僚長は、前条の報告に基づき資格該当事項等を審査の上、航空自衛隊個別命令により、航空身体検査判定官に指定する。

(登録)

第 14 条 航空幕僚監部に別紙様式第 5 に定める航空身体検査判定官籍（以下「身体検査判定官籍」という。）を備え、航空身体検査判定官に関する事項を登録する。

2 前項の身体検査判定官籍への登録及び所要の管理は、航空幕僚監部首席衛生官が行うものとする。

(登録の抹消)

第 15 条 航空身体検査判定官が離職、転官又は死亡し、航空自衛隊の隊員でなくなった場合には、身体検査判定官籍の登録を抹消するものとする。

附 則

1 この達は、平成 5 年 7 月 16 日から施行する。

- 2 航空業務に関する医学適性の判定等に関する達（昭和 39 年航空自衛隊達第 23 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

- 3 航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達（昭和 43 年航空自衛隊達第 7 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

- 4 航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 54 年航空自衛隊達第 19 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成 15 年 12 月 24 日航空自衛隊達第 46 号）

この達は、平成 15 年 12 月 24 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日航空自衛隊達第 14 号）

（施行期日）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 11 日航空自衛隊達第 51 号）

この達は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日航空自衛隊達第 23 号）

この達は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

別紙様式第1（第5条関係）

発簡番号（ ）  
発簡年月日

航空幕僚長 殿  
（首席衛生官気付）

発簡者名 印

航空医官の資格該当者について（報告）（登録外報告）

標記について、航空医官及び航空身体検査判定官に関する達（平成5年航空自衛隊達第24号）第5条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

所 属		階 級	
氏 名		生年月日	
認識番号		出身区分（期）	
航空身体検査判定官指定	年月日		
	指定命令		
資格要件の該当内容			

注：1 資格要件の該当内容欄には、第4条第1号に該当する場合は、年度、課程名及び期間を記入し、同条第2号に該当する場合には、勤務部隊等の略称及び勤務期間を記入する。

2 用紙は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第7条関係）

航空自衛隊航空医官籍

登録番号	航 空 医 官					
	所属		階級		氏名	
	生年月日		認識番号		出身区分（期）	
	航空医官課程	期別：		期間：		
	資格該当条項号	条項号：		内容：		
	指定命令	番号：		年月日：		
	備考					
	所属		階級		氏名	
	生年月日		認識番号		出身区分（期）	
	航空医官課程	期別：		期間：		
	資格該当条項号	条項号：		内容：		
	指定命令	番号：		年月日：		
	備考					
	所属		階級		氏名	
	生年月日		認識番号		出身区分（期）	
	航空医官課程	期別：		期間：		
	資格該当条項号	条項号：		内容：		
	指定命令	番号：		年月日：		
	備考					

注：1 登録番号は、一連番号とする。

2 指定命令欄は、航空自衛隊個別命令番号及び発令年月日（適用年月日）を記入する。

3 資格該当条項号欄には該当する条項号と、その内容を記入する。

別紙様式第3（第12条関係）

発簡番号（ ）  
発簡年月日

航空幕僚長 殿  
（首席衛生官気付）

発簡者名 印

航空医官課程修了者報告  
（06-M72（D））

- 1 課程名（期）
- 2 課程の期間
- 3 履修者名簿

所 属	階 級	氏 名	生 年 月 日	出身区分（期）

注：用紙は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。



別紙様式第4（第12条関係）

発簡番号（ ）

発簡年月日

航空幕僚長 殿  
（首席衛生官気付）

発簡者名

印

航空身体検査判定官の資格該当者について（報告）（登録外報告）

標記について、航空医官及び航空身体検査判定官に関する達（平成5年航空自衛隊達第24号）第12条2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

所 属		階 級	
氏 名		生年月日	
認識番号		出身区分（期）	
入隊年月日			
部隊等の勤務区分			

- 注：1 部隊等の勤務区分には、資格要件に該当する勤務部隊等及び勤務期間を記入する。  
2 用紙は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第5（第14条関係）

航空身体検査判定官籍

登録番号	航空身体検査判定官					
	所属		階級		氏名	
	生年月日		認識番号		出身区分(期)	
	資格該当条項号	条項号：		内容：		
	指定命令	番号：		年月日：		
	備考					
	所属		階級		氏名	
	生年月日		認識番号		出身区分(期)	
	資格該当条項号	条項号：		内容：		
	指定命令	番号：		年月日：		
	備考					
	所属		階級		氏名	
	生年月日		認識番号		出身区分(期)	
	資格該当条項号	条項号：		内容：		
	指定命令	番号：		年月日：		
	備考					

注：1 登録番号は、一連番号とする。

2 指定命令欄は、航空自衛隊個別命令番号及び発令年月日（適用年月日）を記入する。

3 資格該当条項号欄には該当する条項号と、その内容を記入する。